

株 式  
の 譲 渡 に 関 す る 報 告 書  
持 分

年 月 日

殿

(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名			
	住 所		国 籍	
	職 業			
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名	
住所又は主たる 事務所の所在地			担 当 者 電 話	

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1)名 称			
	(2)本店の所在地			
	(3)定款上の事業目的			
	(4)資 本 金	払込資本	円 ( 株 (口) )	
2	譲渡した株式 (持分) の 数量、譲渡価額等	数 量 譲 渡 価 額 譲渡後の出資比率	株 (口) 円 (一株 (口) 当たり %	円)
3 相 手 方	(1)氏名又は名称			
	(2)住所又は主たる事務所 の所在地		(3) 国 籍	
	(4)職業又は営んでいる 事業の内容		(5) 資本金	
	(6)譲 受 数 量		(7) 譲受後の出資比率	
4	譲 渡 年 月 日			
5	支払の受領年月日			
6	そ の 他 の 事 項			

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、株式の譲渡にあつては様式中「持分」の字句を、持分の譲渡にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 2 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 4 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格A4)

## 報告書記入例

株 式  
の 譲 渡 に 関 す る 報 告 書  
~~持 分~~  
2017年10月2日

財務大臣殿 1.大臣の氏名は不要。  
 ○○大臣殿 2.○○には事業所管大臣を記入すること。  
 (日本銀行経由)

報 告 者	氏 名	ライマン・フランク・バーム (Lyman Frank Baum)		
	住 所	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク10	国 籍	アメリカ合衆国
	職 業	弁護士		
	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名	甲 野 太 郎 (印) 責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地	東京都中央区○○町○番地	担当者 電 話	山 田 一 夫 03-3279-1111

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	日本○○化学株式会社		
	(2) 本店の所在地	東京都港区○町○番地		
	(3) 定款上の事業目的	定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入すること(事業目的が多い場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付して差し支えない)。		
	(4) 資 本 金	払込資本 400百万円 ( 8千株 <del>(口)</del> )		
2	譲渡した株式 (持分)の数量、 譲渡価額等	数 量 4,000株 <del>(口)</del> 譲 渡 価 額 220,000,000円(一株 <del>(口)</del> 当たり 55,000円) 譲渡後の出資比率 50%		
	(1) 氏名又は名称	エイ・ビー・シー・コーポレーション (ABC Corp.)		
3 相 手 方	(2) 住所又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク100	(3) 国 籍	アメリカ合衆国
	(4) 職業又は営んで いる事業の内容	医薬品、化学薬品の製造、販売、輸出入	(5) 資本金	※1億 米ドル
	(6) 譲 受 数 量	4,000株	(7) 譲受後の出資比率	50%
4	譲 渡 年 月 日	2017年10月2日		
5	支 払 の 受 領 年 月 日	2017年10月2日		
6	そ の 他 の 事 項			

※相手方が個人の場合は「(5) 資本金」欄は斜線。

(記入要領)

- 本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、株式の譲渡にあつては様式中「持分」の字句を、持分の譲渡にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。  
(日本工業規格A4)

## 対内直接投資等に係る「株式（持分）の譲渡に関する報告書」の記入の手引

### 1. 報告が必要な取引または行為

非居住者である個人が居住者だった時（注1）に取得した本邦にある非上場会社（上場会社および店頭登録会社以外の会社をいいます）の株式または持分を外国投資家に譲渡する場合であって、次の要件を備えているもの（要件を備えていない場合は事前届出の対象となります）。

- (1) 非上場会社（発行会社）ならびにその子会社および完全対等合弁会社（注2）の定款上の事業目的のすべてが、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。以下「事後報告業種」といいます。）に該当すること。
- (2) 譲り受ける外国投資家の国籍および所在国（地域を含む）が日本または「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国または地域に該当すること。
- (3) 告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第7項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件」）第二号に掲げる次の行為以外のもの。

非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社（安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種（\*）に属する事業を営む会社に限る）の株式（持分）のイラン関係者（\*\*）に対する譲渡。

\* 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種とは、告示（「国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種を指定する件」）別表に掲載されている業種をいいます。

\*\* イラン関係者とは、イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）もしくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのものに実質的に支配されているものであって、外国投資家であるものをいいます。

(注1) 非居住者個人が居住者時代に当該株式を取得した時期が昭和55年12月1日以降の場合に限ります。

(注2) 非上場会社（発行会社）の子会社とは、非上場会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務および事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の本邦にある会社等をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人および法人格を有しない組合等も含まれます。

また、非上場会社（発行会社）の完全対等合弁会社とは、非上場会社（その子会社を含む）が総議決権の50%を保有する他の会社（その株主または社員の数が2人であるものに限る）で

あって、当該会社（発行会社）の子会社に該当しないものをいいます。

## 2. 報告の時期

譲渡の日の属する月の翌月 15 日までに居住者である代理人より報告して下さい。

—— 報告期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

## 3. 提出書類および提出部数

「株式・持分の譲渡に関する報告書」（別紙様式第十二）・・・報告書の名宛大臣数

## 4. 名宛大臣

報告書の名宛大臣とは、財務大臣および発行会社の営む事業の所管大臣をいいます。事業所管大臣および上記 1.（1）の事後報告業種が不明な場合は、各省庁の担当窓口（「外為法の報告書等に関する照会先一覧」参照）にご確認下さい。

## 5. 報告書の提出先と照会先

### （1）提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口

（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

### （2）本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

（日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点）

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「4 譲渡年月日」に記載したのと同じ「年月日」を入力して下さい。